

令和 7 年 4 月 1 8 日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：株式会社 N I P P O

住所：東京都中央区京橋 1-19-11

2. 入札参加資格停止期間：

令和 7 年 4 月 1 8 日から令和 7 年 5 月 1 7 日まで（1 カ月）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：

地域 1、2、3 及び 4

4. 事実概要：

株式会社 N I P P O（※以下、当該業者）の系列プラント会社は、当社発注の「令和 5 年度 広島地区 保全工事」（他 12 件）において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していた。これらの工事においては、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも当該業者の系列プラント会社に対し「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

5. 入札参加資格停止措置理由：

当該業者は、系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らず業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であるため、このことが「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成 17 年 11 月 30 日付要領第 96 号）別表第 2 第 12 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

以 上

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表 2

措 置 要 件	地域及び期間
(不正又は不誠実な行為) 1 2 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	<u>全地域又は発生地域について、当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内</u>

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 3

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※ 1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※ 2）
2	兵庫県（※ 3）、鳥取県、島根県、岡山県（※ 4）、広島県及び山口県（※ 5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※ 6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※ 1 地域 2 にかかる部分を除く。

※ 2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※ 3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※ 4 地域 1 にかかる部分を除く。

※ 5 地域 4 にかかる部分を除く。

※ 6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課